

工事定期監査結果報告

[保健福祉局・建設局・都市計画総局]

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	藤	原	武	光
同	佐	伯	育	三

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成16年度工事定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

保健福祉局、建設局及び都市計画総局における平成14年度及び平成15年度施行工事について監査を行った。

工事の抽出状況は第1表、抽出工事は第2表のとおりである。

2 監査の期間

平成16年4月14日～平成16年9月30日

3 監査の方法

監査は、土木・建築・設備工事の施行が法令等に基づき適正に行われているか、また効率的に行われているかなどについて、現場の施工状況の調査、関係書類の審査及び関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 計 画

- ・妥当性

(2) 設計・積算

設 計

- ・関係法規等の適用
- ・設計基準等の整備状況及びその運用
- ・設計図書

積 算

- ・積算基準等の整備状況及びその運用
- ・工種，数量，単価，歩掛り等

設計変更

- ・設計変更等の理由，手続及び内容

照 査

- ・設計・積算の照査方法

(3) 契 約

- ・契約締結手続

(4) 監督・施工

監 督

- ・監督員の任命
- ・工事関係書類
- ・監督業務

施 工

- ・工事関係法規等

(5) 検 査

- ・検査関係書類

(6) 維持管理

5 監査の結果

監査の結果，対象となる局の工事に関する全般的な事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので，今後，適正な事務処理に努められたい。

(1) 設計・積算

設計

ア 大型ディスプレイの仕様

中央監視設備の機器仕様書において、大型ディスプレイの詳細な仕様が省略されているため、工事請負金額に影響が出る可能性があった。

本工事の場合は、機器費が大きな比重を占めており、設計思想を反映した、より適切な工事請負金額が導かれるようにするために、機器の見積仕様書及び発注仕様書には、基本性能のほか、できるだけ詳細な機器仕様を記載すべきである。

(建設局下水道河川部工務課)

[27 西部処理場 中央監視設備工事]

イ 撤去する機器の仕様

下水処理場プラント機器取替え工事において、新設する機器については、設計書に詳細な仕様が記載されていたが、撤去する機器については、重量等を想定できる仕様が記載されていないため、入札に参加する者が工事費を正確に算定できない状態になっていた。

設計図書作成に際し、撤去に関する仕様を明確にすべきである。

(建設局下水道河川部工務課)

[30 玉津処理場 1号消化タンク機械設備工事]

(建設局中央水環境センター)

[35 西部処理場加温汚泥設備改修工事]

ウ 火災受信機用アースの配線

屋外引き込み開閉器ボックスから各住戸の分電盤へ送るアース線として、『内線規程』に基づき、漏電遮断器で保護されている回路と、保護されていない回路のために、2系統で配線していた。

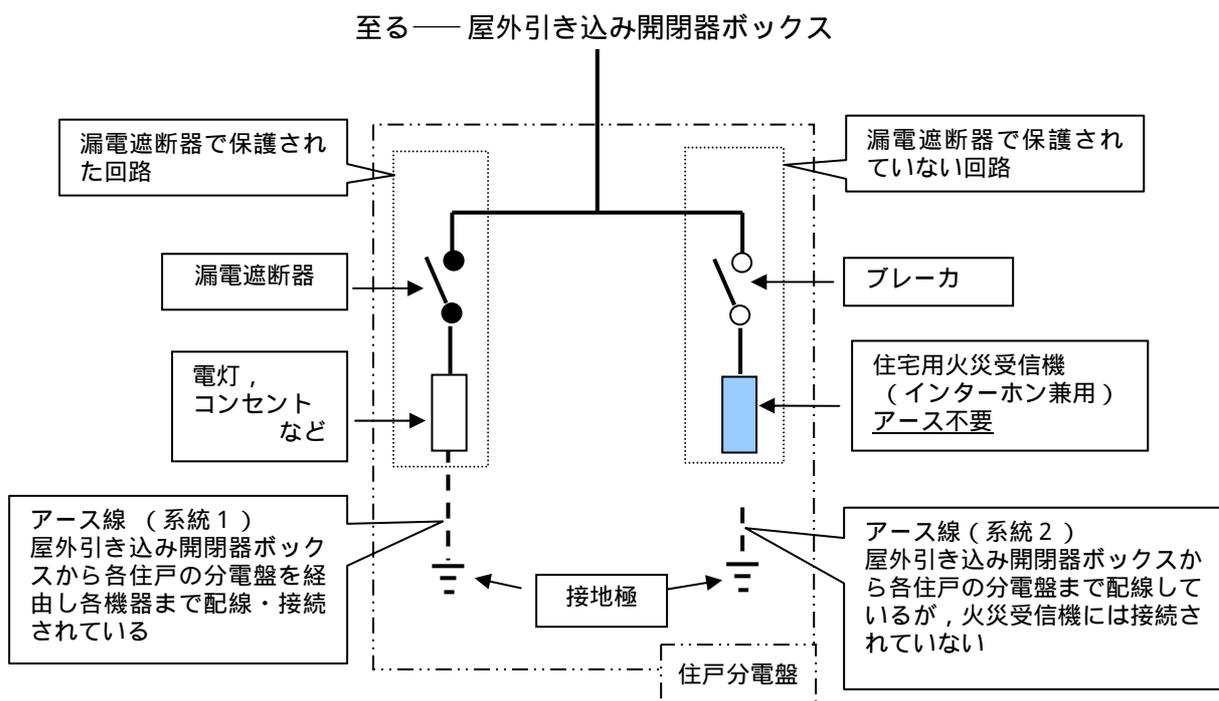
しかし本工事において、漏電遮断器で保護されていない回路は、住宅用火災受信機（インターホン兼用）のみで、アース線は接続されておらず、1系統は不要であった。

『内線規程』の適用にあたっては、設備の構成等、個々のケースを検討すべきである。

・内線規程

電気工作物の工事、維持、運用の実務にあたり、技術上必要な事項について、電気事業法省令（電気設備技術基準）を網羅するとともに、抽象的表現を具体的に明記した民間（日本電気技術規格委員会）規格。

各住戸の分電盤の接続概要図



(都市計画総局住宅部住宅整備課)

[47 中山手住宅 14 号棟電気設備工事]

積算

ア 中央監視室の防塵塗装

本工事費の積算において、中央監視室の床に防塵塗装をするための、費用を計上していた。しかし、中央監視室は、全面にわたりフリーアクセスフロアになっており、防塵塗装は不要で、契約の対象である設計図書にも記載がないため、施工はされていなかった。防塵塗装費を計上したのは誤りであった。積算業務においては、設計図書を十分にチェックし、正確を期すべきである。

・フリーアクセスフロア

床下のほぼ全面に高さ 30cm 程の空間をつくり、電線類を自由に配線できるようにしたもので、床全面が点検口となり、点検並びに配線変更が容易なため、電気機器が多数設置される監視室等において採用されている。

・防塵塗装

人の歩行により、コンクリート製の床面が磨耗して粉塵が舞うのを、簡易的に防止するために、床面に施す塗装の一種。粉塵を嫌う電気室・機械室等で採用されている。

(建設局下水道河川部工務課)

[27 西部処理場 中央監視設備工事]

(2) 契約

ア 契約工事と関連のない追加工事

本工事は、処理場間のネットワーク化を図る污水幹線の布設工事である。本工事のシールド発進立坑は、垂水処理場の敷地内にあり、その水処理施設の補修工事を請負人に追加工事として施工させていた。

施工内容は、水処理施設の柱並びに樋の補修工事であり、上部を公園として一般市民に開放しており緊急工事として施工されたものである。工事に先立つ調査の結果から、緊急性は認められるが、別件工事として施工すべきであった。

今後は、適切に処理すべきである。

(建設局下水道河川部工務課)

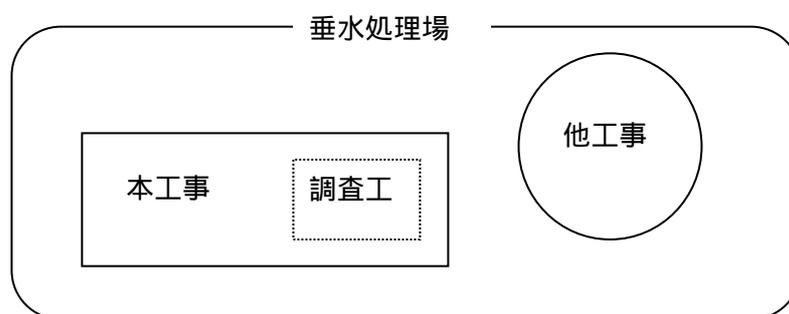
[5 須磨浦污水幹線布設工事(その1)]

イ 契約前に実施した調査工

本工事は、垂水処理場の耐震補強工事である。本工事は、同一処理場内の他工事の設計変更として作業を進めていたため、本工事に必要となる調査工（土質調査等）を他工事で実施した。

しかし、調査完了後、予算の都合から本工事を切り離し、他工事に随意契約したため、調査工を本工事で実施したものとして支出した。

本工事の契約前に他工事で実施した調査工を、本工事で支出したのは、不適切な処理である。調査工の実施に応じた適切な処理をすべきである。



（建設局下水道河川部工務課）

[16 垂水処理場（本場）水処理施設耐震補強工事]

ウ 不適切な設計変更作業

本工事は区画整理地区内での污水管の布設工事であり、設計内容の変更に伴い設計変更作業が生じている。しかし、変更作業が間に合わず、工期を過ぎて処理されたものである。

設計変更作業は、工期内に処理される必要がある。

工期延期をするなど適切な処理をすべきである。

（建設局下水道河川部工務課）

[19 谷上区画整理地区污水管布設工事（その19）]

エ 分割された工事

本工事は、予め想定される工種毎の単価を契約して、緊急性や規模に応じて、随時、工事担当課が工事内容を指示することにより施行するものである。

今回、一部の汚水管渠の布設等で、施工範囲が連続していたり、一体の構造物となっているにもかかわらず、分割して指示していたものがあった。

その結果、建設リサイクル法等に基づく各種手続きがとられていなかった。

一連の工事となるものについては、一件の工事として施行すべきである。

(建設局中央水環境センター管理課)

[20 下水道施設小規模工事(その4)]

(3) 監督・施工

監督

ア 作業員の安全確保

病院の厨房は、清潔を必要としている場所であり、衛生上の配慮から、調理従事者には専用帽子を着用させて作業を行っている。

本作業は、給食用コンテナワゴンを収納している装置の緊急補修であり、鉄骨部材などの組立の際、飛来・落下等による事故の恐れがあるにもかかわらず、作業員に調理従事者と同様の専用帽子を着用させていた。

作業における事故防止のため、ヘルメットを使用させる等、請負人に適切な指導を行うべきである。

(保健福祉局中央市民病院事務局)

[2 中央市民病院コンテナワゴンストレージ装置補修]

イ 特記仕様書等で規定している効果の確認

・薬液注土工の効果の確認

薬液注土工は地盤強度の増加，止水を目的とした補助工法の1つである。薬液注入については，その効果が土質，施工方法等によるところが大きいことから，試験施工ならびに効果確認を実施するように特記仕様書ならびに神戸市土木工事共通仕様書において規定されている。

しかし，規定された効果確認の一部が実施されていなかったり，現場条件にあった効果確認を実施していたものの仕様書に規定された効果確認ができていないものがあった。

各工事の現場条件にあった特記仕様書を作成し，効果確認を実施するべきである。

(建設局下水道河川部工務課)

[5 須磨浦污水幹線布設工事(その1)]

[6 須磨浦污水幹線布設工事(その1)到達立坑築造工事]

[11 第2竹本污水幹線布設工事]

[13 新港東地区污水管布設工事(その3)]

(建設局東部建設事務所工務課)

[21 高羽川改修工事(高羽川公園工区)]

・ソイルミキシング連続地中壁工(SMW)の品質の確認

ソイルミキシング連続地中壁工(SMW)は，原位置地盤にセメントミルク等を攪拌混入し，ソイルセメントを造成する柱列式土留工法である。そのため，原位置の土質，施工法によるところが大きく，所要の品質が得られているか確認するよう特記仕様書において規定されている。

しかし，規定された品質確認の一部が実施されていなかった。

規定された品質確認を実施し，施工すべきである。

(建設局下水道河川部工務課)

[5 須磨浦污水幹線布設工事(その1)]

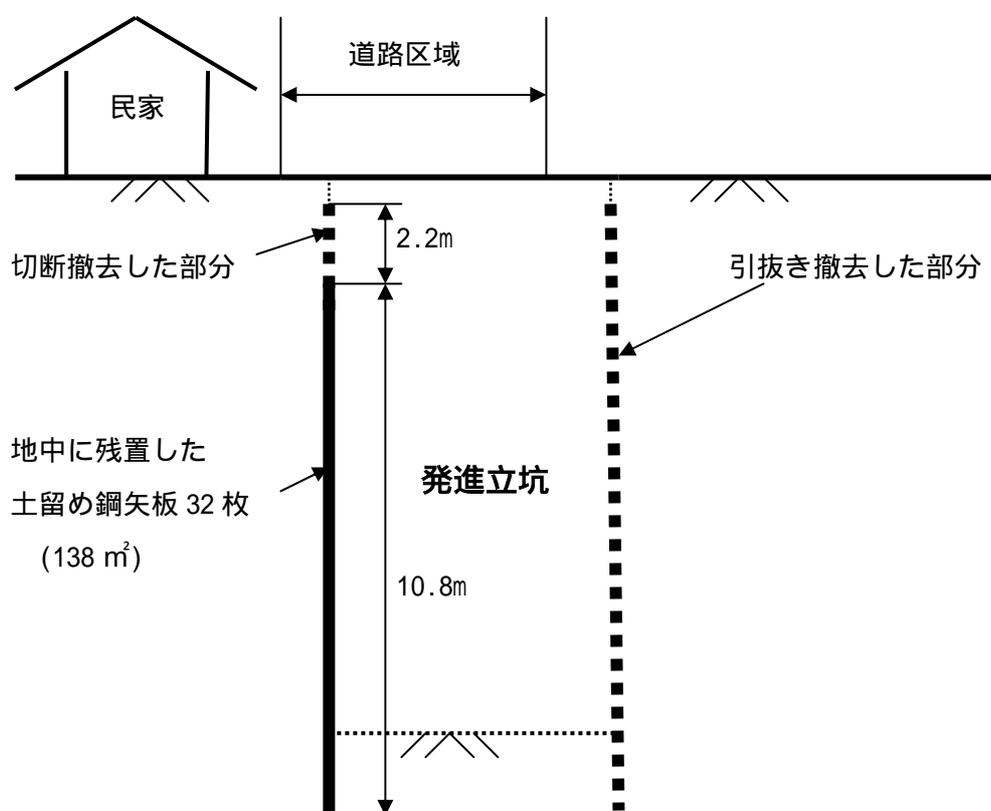
ウ 仮設物件の残置処理

本工事は、既設污水管の能力不足を解消するために污水管を新たに推進工法で布設する工事である。発進立坑の土留め鋼矢板は、工事後に引抜き撤去する予定であった。

しかし、引抜きによる近接民家の沈下の影響を考慮した結果、民家側については鋼矢板の引抜きをやめ、土留め鋼矢板の頭部のみを切断撤去し、それ以深は仮設物件として残置した。

占用工事等を施行するために必要となる土留支保工等の仮設物件をやむ得なく残置する場合は、管理者と事前協議の上、仮設物件の残置申請の処理が必要であるがなされていなかった。

仮設物件の残置について適切な処理をすべきである。



(建設局下水道河川部工務課)

[11 第2 竹本污水幹線布設工事]

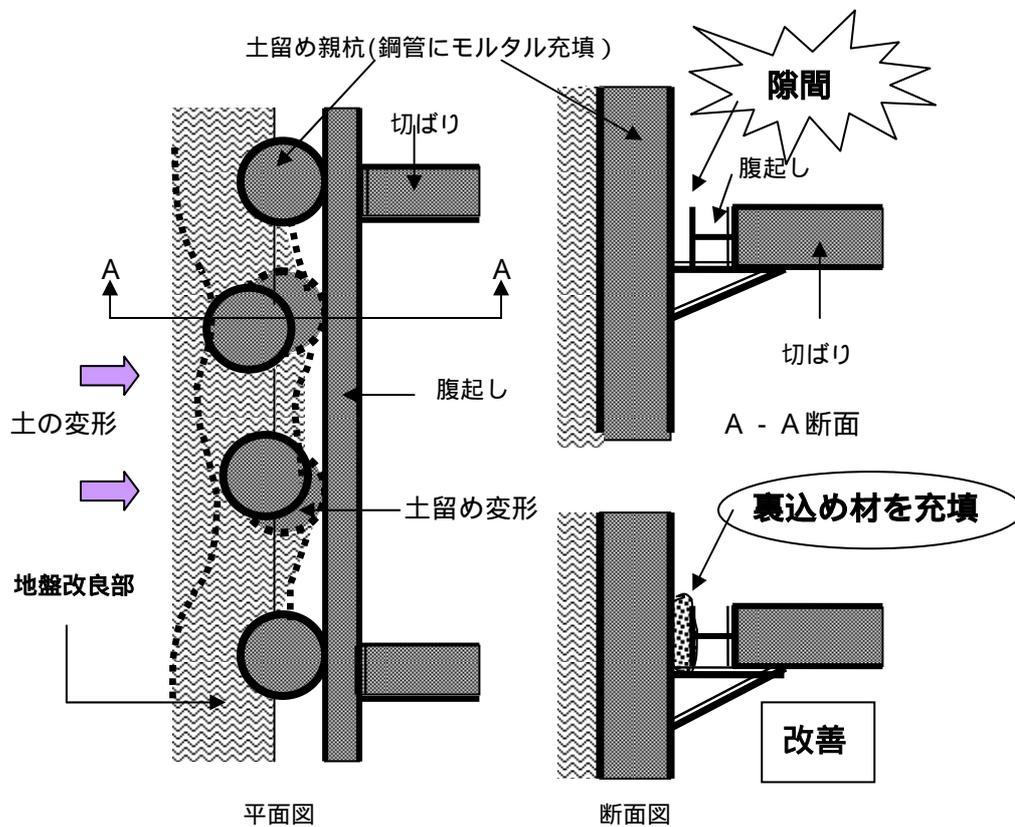
エ 土留め工の不備

本工事は、開削工事によりボックスカルバートを設置する河川改修工事である。周辺民家と近接した工事であり、薬液注入による地盤改良を併用するとともに、土留め親杭を鋼管（モルタル充填）にし剛性を高めるなどして、土留めの変形を防止し、周辺民家への影響を低減させる対策工を実施している。

しかし、土留め親杭と腹起しとの間に裏込め材が充填されず、隙間が生じていた。このような隙間を存置すると土留めの変形が生じやすい。

本工事のように土留めの変形防止のため、種々の対策工を実施していることを考えると、隙間への裏込め材等の充填はより重要である。

土留め親杭と腹起しとの隙間は裏込め材等で充填すべきである。



(建設局東部建設事務所工務課)

[21 高羽川改修工事(高羽川公園工区)]

施工

ア 建設リサイクル法第 11 条の事後通知

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）第 11 条では、地方公共団体等が発注する工事で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）を使用若しくは排出する工事については、発注者が工事の着手予定日以前に都道府県知事（神戸市の場合には神戸市長）にその旨を通知しなければならない。

平成 14 年 5 月 30 日施行以降、市においても、通知の実態を考慮し、周知の徹底等を行っているが、建設リサイクル法第 11 条の通知が事後となっているものがあった。

事前に通知するよう適切に処理すべきである。

（保健福祉局健康部生活衛生課）

[1 鶴越墓園中期整備工事（その 10）]

（建設局下水道河川部工務課）

[9 垂水処理場ネットワークアップ場築造工事（土木）]

[16 垂水処理場（本場）水処理施設耐震補強工事]

（建設局中部建設事務所工務課）

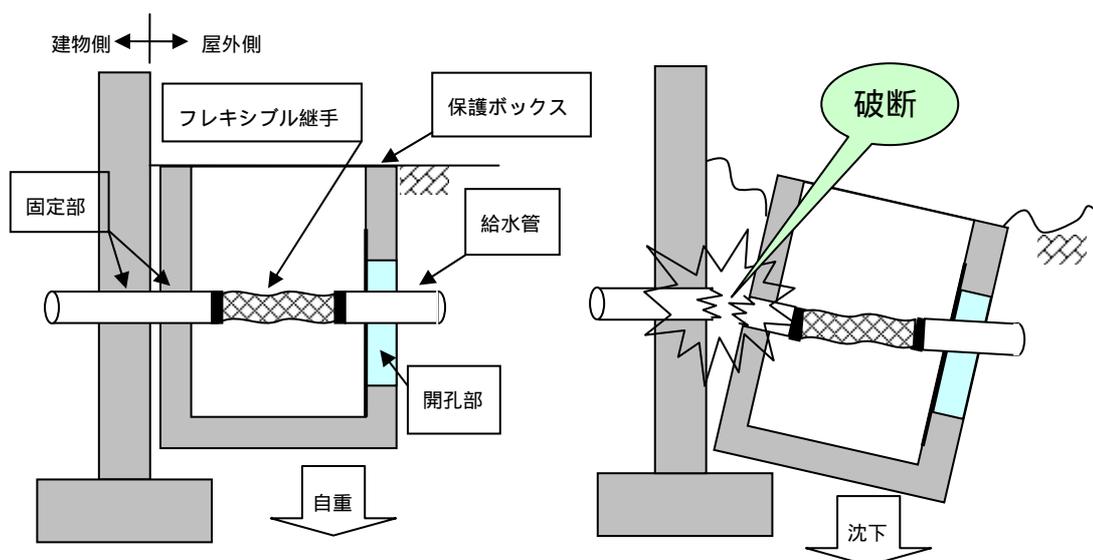
[24 新湊川防災ステーション整備工事]

イ 沈下対策用保護ボックスの施工不良

市営住宅新築給排水設備工事において、地盤沈下及び地震対策を目的として、給水管の建物引き込み部分に対し、フレキシブル継手を設置するとともに、常時点検できるようにコンクリート製の保護ボックスを設けていた。

保護ボックスは、建物貫通部の配管とともに、建物に固定し、一体の動きをさせる構造にすべきところ、保護ボックスが建物に固定されておらず、かえってその自重により配管を破断する可能性が高まった。

本来の目的に合った施工をすべきである。



(都市計画総局住宅部住宅整備課)

[48 (仮称)中山手住宅 14号棟給排水設備工事]

(4) 検査

ア 完成検査合格日の記載

工事完成検査合格報告書において、完成検査時に手直し事項の指摘があり、合格していないにもかかわらず、完成検査をした日を検査合格年月日として、記載しているものがあった。

手直し工事の完了・確認した日を、検査合格日とするべきである。

(都市計画総局住宅部住宅整備課)

[37 (仮称)弓の木住宅 3号棟建設工事]

[38 (仮称)中山手住宅 14号棟建設工事]

[42 (仮称)玉津南店舗棟新築工事]

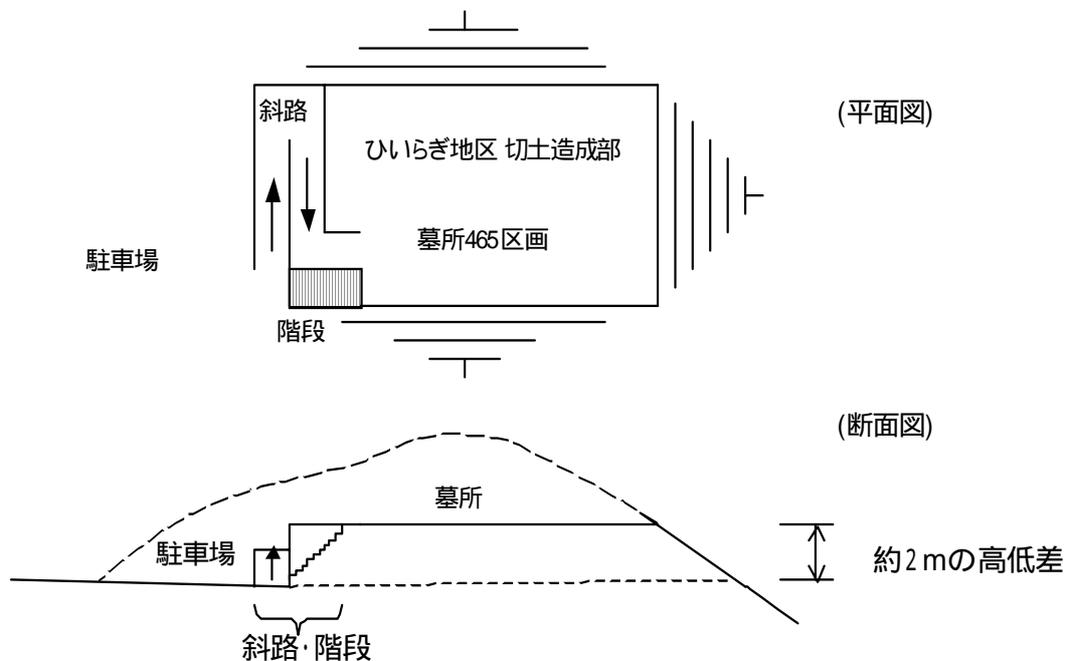
[要 望]

ア より利用しやすい施設(計画)

鴨越墓園の造成の計画・設計において、その墓所の敷地高さが、山を切った際に生じる残土の場内における置場の容量から決められていた。その結果、墓所の敷地は駐車場より一段高くなり、階段と斜路が設置されていた。

本工事では、残土の処理について、制限を加えない方法をとれば、敷地高さを駐車場の位置まで下げることができ、利用できる面積も増え、かつ高齢者等の利用にもさらに配慮した設計になったと考えられる。

墓園の造成の計画・設計にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方をとり入れ、より利用しやすい施設となるように留意されたい。



(保健福祉局健康部生活衛生課)

{ 1 鴨越墓園中期整備工事(その10) }

イ 請負金額の大幅な増加（設計）

・雨水幹線の布設工事

本工事は、急峻かつ狭隘道路内で交通処理しながら雨水幹線を布設する工事である。本工事は、予算の都合から分割施工とし、後続の随意契約工事と合わせて一連の工事となっている。これらを併せると請負金額が当初と比べて2倍以上にも増加している。増加の主なる理由は、地盤が岩質のため当初は土留めが不要と判断していたが、交通処理等の関係等から、土留めを必要としたことによるものである。

現場の施工条件等を考慮した設計が必要であったと思われる。今後の施行に留意されたい。

（建設局下水道河川部工務課）

[7 赤塚山雨水幹線築造工事]

・汚水管の管更生工事

本工事は、既設の劣化汚水管の内側に樹脂等を巻きたてる管更生工事である。請負金額が当初と比べ2倍程度にも増加している。事前調査に基づき設計したものであるが、調査時期と施工時期とのずれから劣化が進行したもの、また新たに劣化が判明したものを取り込むなど、調査の時期、内容等に起因する大幅な増加が認められる。

適切な調査結果の評価ならびに工事発注について、今後の施行に留意されたい。

（建設局下水道河川部工務課）

[12 神陵台地区他汚水管改良工事（その1）]

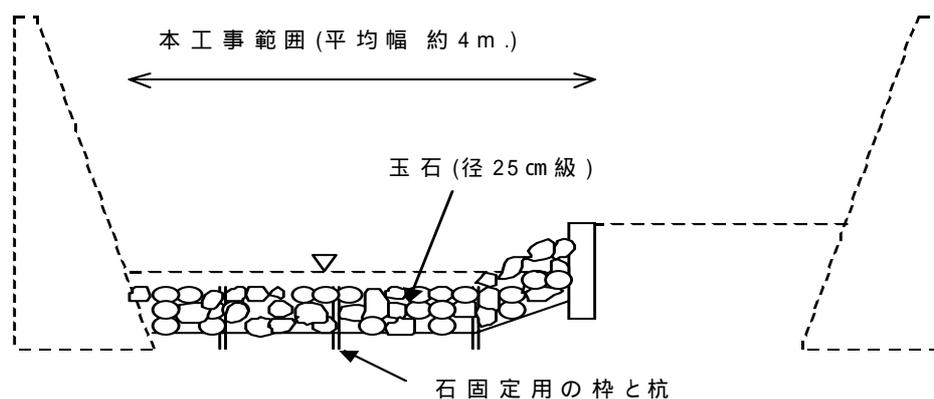
ウ 大口需要の材料単価(積算)

本工事において河床保護のため、材料として大量の玉石を使用していた。その設計単価としては、神戸市制定の土木工事設計単価表の単価を採用していた。これには、適用する数量についての記載はなかったが、単価設定の条件を調査すると、それは、千個ないし数千個であった。

本工事で使用した玉石の数量は、搬入に関して制限があるものの、全体として約6万個であり、この範囲を超えていた。このような場合は、工事規模に適合した条件を提示して見積りを徴集することが有効である。

今後、主要な材料の積算にあたっては、単価の適用条件に留意し、適宜見積りを徴集するほか、公園工事や他の例を参考とするなど、実態に合った設計単価を採用されたい。

また、大量かつ形状が不均一な玉石については、実態にあった数量の確認方法についても検討されたい。



(建設局垂水建設事務所)

[22 福田川二次改修工事(その7)]

エ 異なる工種の施工体制(積算)

本工事は、新湊川防災ステーションを整備するためのひとつであり、活動用の広場を整備する公園整備的な工事であるため、公園工事を担当する係が設計・積算及び監督業務を行っている。また、支障となる約 1400 m²の既存建物の解体撤去についてもこの工事に含めていた。

建物の新築や解体撤去については、建築関係の担当課が実施することが多く、今回も、解体撤去後に、同じ敷地内にある建物の新築工事を別途施工しており、本工事についても解体撤去を別途に施工できたものと考えられる。

それができない場合でも十分な応援体制をとる必要があり、可能であったのに、そのような体制がとられていなかった。

その結果、本工事においては、解体撤去に係る積算や施工管理が十分でなかった。

異なる工種の工事を施行する場合、施行体制等について十分留意されたい。

- ・新湊川防災ステーション；災害時の緊急復旧活動等を行う拠点

活動用の広場と建物(水防センター)から構成

(建設局中部建設事務所工務課)

[24 新湊川防災ステーション整備工事]

オ 請負代金の支払(契約)

工事請負契約約款によると、請負代金は、検査に合格し、かつ、引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから、40 日以内に支払うこととなっている。

しかし、市営住宅の建替工事等において、請負代金の支払いが、引渡しを受けたのち3箇月近くなっているものがあった。

請負業者と連携を密にし、支払いに係る所定の手続を、すみやかに進められたい。

(都市計画総局住宅部住宅整備課)

[37 (仮称)弓の木住宅3号棟建設工事]

[40 玉津東住宅8~9号棟流し取替工事]

[45 (仮称)弓の木住宅3号棟電気設備工事]

第 1 表 抽 出 状 況 表

(単位 金額：千円)

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

区 分		監査対象工事		抽 出 工 事		抽出率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
保 健 福 祉 局	土 木	3	157,017	1	132,500	33.3	84.4
	建 築	0	0	0	0	0	0
	設 備	11	63,069	3	25,205	27.3	40.0
建 設 局	土 木	134	25,466,811	20	13,639,488	14.9	53.6
	建 築	2	3,397,852	2	3,397,852	100	100
	設 備	75	3,577,943	10	1,838,172	13.3	51.4
都 市 計 画 総 局	土 木	1	2,929	0	0	0	0
	建 築	13	1,026,211	8	926,496	61.5	90.3
	設 備	16	352,194	7	237,262	43.8	67.4
合 計		255	34,044,028	51	20,196,975	20.0	59.3

備 考： (1)監査対象工事は、請負金額 250万円以上のものとした。
 (2)資料は、保健福祉局、建設局及び都市計画総局の調査による。

第 2 表 抽出工事一覧表

保健福祉局

(単位 金額：千円)

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	1	鶴越墓園中期整備工事 (その10)	(株)神陽建設	115,500 (132,500)	H15.11.11 (H16. 3. 4) (H16. 3.17)	H16. 3.15 (H16. 3.31)	指名
設備	2	中央市民病院コンテナコ ンストレージ装置補修	重環都市装 置サービス(株)	3,265	H16. 2. 2	H16. 2.16	随契
	3	エレベータ及びエスカレータ設備 保守点検業務	フジテック (株)	12,133	H15. 4. 1	H16. 3.31	随契
	4	空調用自動制御機器 保守点検業務	山武ビルシ ステム(株)	9,807	H15. 4. 1	H16. 3.31	随契

建設局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	5	須磨浦污水幹線 布設工事 (その1)	大林・前田・ 間JV	3,937,500 (3,955,350) (4,151,700) (4,670,820) (4,673,235)	H12. 9.29 (H14. 3.15) (H15. 3. 6) (H15.12.18) (H16. 1.15)	H15. 3.31 (H15.12.26) (H16. 1.31)	一般
	6	須磨浦污水幹線 (その1) 到達立坑築造工事	大林・前田・ 間特定JV	210,000 (226,905) (227,955)	H14. 3. 6 (H15. 3. 6) (H15. 6.12) (H15.12.18) (H16. 1.15)	H15. 3.21 (H15.12.26) (H16. 1.31)	随契
	7	赤塚山雨水幹線 築造工事	窪田工業(株)	201,127 (401,257) (384,888)	H13. 7. 6 (H15. 2. 4) (H15. 3. 7) (H15. 4.22)	H15. 3.20 (H15. 4.28)	指名
	8	離宮道雨水幹線 築造工事	(株)熊谷組	249,900 (328,440) (503,317)	H14. 3.26 (H15. 1.27) (H16. 3.24)	H15. 3.31 (H16. 3.31)	指名

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	9	垂水処理場ネットワークポンプ場築造工事(土木)	大林・前田・間・新井 特定JV	3,906,000 (3,858,750)	H14.12.17 (H16.1.26)	H17.3.31	一般
	10	玉津処理場 最初沈殿池流出水路他 防食塗装改修工事	テンジョウ 防水工業(株)	47,145 (46,767)	H15.3.31 (H15.9.18)	H15.9.30	指名
	11	第2竹本汚水幹線 布設工事	(株)青木建設	236,250 (268,800) (280,035)	H14.11.19 (H15.8.29) (H15.11.27) (H16.1.9) (H16.3.3)	H15.8.31 (H16.1.30) (H16.3.9) (H16.3.31)	公募
	12	神陵台地区他污水管 改良工事(その1)	岡野建設工 業(株)	38,325 (84,525)	H14.12.20 (H15.5.4) (H15.6.24) (H15.7.17)	H15.5.31 (H15.7.9) (H15.7.31)	指名
	13	新港東地区污水管 布設工事(その3)	北浦建設(株)	49,350 (58,422)	H15.3.28 (H15.7.23) (H15.8.26)	H15.7.31 (H15.8.31)	指名
	14	和田岬連絡雨水幹線 築造工事	鴻池・西松・ 森本 特定JV	2,215,500 (2,215,500)	H14.12.10 (H16.3.4)	H17.3.31	一般
	15	西河原1・5号雨水幹線 築造工事(その2)	(株)浅沼組	243,600 (280,614)	H15.3.18 (H16.3.15)	H16.3.31	公募
	16	垂水処理場 (本場)水処理施設 耐震補強工事	大林・前田・ 間・新井 特定JV	630,000 (648,060)	H15.8.8 (H16.1.26)	H16.3.31 (H16.9.30)	随契
	17	西鈴蘭台地区 取付管・ます改良工事 (その4)	大幸道路管 理(株)	38,850 (36,498)	H15.4.25 (H15.11.6)	H15.11.30	指名
	18	寺池町地区他 污水管改良工事	北浦建設(株)	87,150	H15.10.14 (H16.3.4)	H16.3.31 (H16.4.30)	指名
19	谷上区画整理地区 污水管布設工事 (その19)	中西建設(株)	21,525	H15.12.16 (H16.3.23)	H16.3.31 (H16.5.31)	指名	

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	20	下水道施設小規模工事 (その4)	矢野建設(株)	103,605	H15. 4. 1	H15. 9.30	随契
	21	高羽川改修工事 (高羽川公園工区)	(株)西神山本 土木	78,750 (92,925)	H14.10. 8 (H15. 3.28) (H15. 5. 1) (H15. 6.24)	H15. 3.31 (H15. 5. 9) (H15. 6.30)	指名
	22	福田川二次改修工事 (その7)	丸和建设(株)	90,300	H15.11. 4 (H16. 3.24)	H16. 3.31 (H16. 5. 9)	指名
	23	平成15年度河川等 単価契約工事その3 (垂水建設管内第6回目)	堀内建設(株)	3,191	H15. 4. 1	H16. 3.31	随契
	24	新湊川防災ステーション 整備工事	(株)共同園芸	73,500 (95,550)	H15. 4. 8 (H15.10.29) (H16. 3.18)	H15.10.31 (H16. 3.31)	指名
建築	25	新和田岬ポンプ場 築造工事(土木・建築)	鹿島・東亜・ 近畿菱興 特定JV	2,992,500 (3,274,950)	H14.12.10 (H16. 2. 9)	H17. 3.31	一般
	26	ホ-トアイント [®] 処理場 汚泥圧送施設築造工事 (土木・建築)	(株)中田工務 店	119,070 (122,902)	H15. 3.18 (H15.10.16)	H15.10.31	指名
設備	27	西部処理場 中央監視設備工事	日新電機(株) 関西支社	750,750 (765,975)	H14. 9.20 (H15.10.10) (H16. 3. 2)	H15.12.10 (H16. 3.31)	公募
	28	ホ-トアイント [®] 処理場 汚泥圧送機械設備工事	(株)神戸製鋼 所	178,500	H15. 4.18	H15.12.19	公募
	29	ホ-トアイント [®] 処理場 汚泥圧送電気設備工事	三菱電機(株)	99,750	H15. 4.18	H15.12.19	公募
	30	玉津処理場 1号消化タンク 機械設備工事	(株)神戸製鋼 所	200,550 (203,700)	H15. 7. 4 (H16. 2.16)	H16. 3.10	公募

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	31	玉津処理場 1号消化タンク 電気設備工事	奥井電機(株)	154,350 (157,815)	H15. 7. 4 (H16. 2. 19)	H16. 3. 10	公募
	32	光ファイバーケーブル 敷設工事 (東灘・PI 処理場接続工区)	(株)きんでん	147,000	H15.10.31 (H16. 2. 27)	H16. 3. 31 H16. 8. 31	公募
	33	東灘処理場 分場2系生物反応槽 散気設備工事	(株)神戸製鋼 所	243,390	H15. 5. 16	H16. 1. 30	公募
	34	東灘処理場 分場2系生物反応槽 電気設備工事	新電機工業 (株)	7,917	H15. 5. 30	H16. 1. 30	指名
	35	西部処理場 加温汚泥設備改修工事	三輪運輸工 業(株)	15,225	H15.11.11	H16. 3. 31	指名
	36	垂水処理場 2号ベルトプレス 脱水機補修	神鋼アイ・ イー・テッ ク(株)	18,900	H16. 2. 19	H16. 3. 31	随契

都市計画総局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	37	(仮称)弓の木住宅 3号棟建設工事	ヤシロ・レ ンゴー・谷 JV	378,000 (386,452) (390,741)	H14. 9. 3 (H15. 8. 29) (H15.11.14)	H15.11.20	公募
	38	(仮称)中山手住宅 14号棟建設工事	ヤシロ建設 (株)	263,550 (278,520)	H14.10.22 (H16. 1. 14)	H16. 1. 31	指名
	39	新生田川住宅 18号棟解体撤去工事	関西建設工 業(株)	132,300 (152,008)	H15. 7. 11 (H16. 1. 28)	H16. 2. 20 (H16. 3. 25)	指名
	40	玉津東住宅8～9号棟 流し取替工事	浅貝工務店	6,510 (6,512)	H15.12. 2 (H16. 2. 20)	H16. 3. 1	指名

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更)	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	41	夢野住宅5～8号棟 エレベーター昇降路 建設工事	(株)池内工務店	57,750 (59,004)	H15. 9. 2 (H16. 1.28) (H16. 3.15)	H16. 2.28 (H16. 3.31)	指名
	42	(仮称)玉津南店舗棟 新築工事	(有)山野工務店	7,441 (7,606)	H15.10.17 (H15.12.19)	H16. 1.15	指名
	43	深江南第二住宅 エレベーター昇降路 建設工事	(株)峰工務店	16,768 (18,291)	H15.10.17 (H16. 3. 3)	H16. 3.31	指名
	44	北野住宅解体撤去工事	(株)岡工務店	16,590 (19,135)	H15.12.12 (H16. 3.23)	H16. 3.31	指名
設備	45	(仮称)弓の木住宅 3号棟電気設備工事	東栄電気(株)	45,780 (45,984)	H14.10. 8 (H15.10.21)	H15.11.20	指名
	46	(仮称)弓の木住宅 3号棟給排水設備工事	芦田工業(株)	45,150 (44,698)	H14.10. 8 (H15.10.21)	H15.11.20	指名
	47	(仮称)中山手住宅 14号棟電気設備工事	(株)エイデン	20,475 (20,345)	H14.11. 8 (H15.12.17)	H16. 1.31	指名
	48	(仮称)中山手住宅 14号棟給排水設備工事	橋本設備(株)	33,390 (34,284)	H14.11. 8 (H15.12.18)	H16. 1.31	指名
	49	番町住宅9～13号棟 給水設備改修工事	川路水道(株)	7,045 (7,539)	H15. 4.11 (H15. 6.2)	H15. 6.10	指名
	50	夢野住宅5～8号棟 エレベーター設備工事	シンドラー エレベーター (株)	29,400	H15. 9. 2 (H16. 1.28)	H16. 2.28 (H16. 3.31)	指名
	51	番町住宅 20,24,25号棟 電気容量改修工事	野田電気(株)	55,650 (55,009)	H15. 8.29 (H15.11.25)	H15.12.15	指名

備考：(1)「請負人名」欄のJVは経常建設共同企業体，特定JVは特定建設工事共同企業体を表す。

(2)「契約の方法」欄の随契は随意契約，指名は指名競争入札，一般は一般競争入札，公募は公募型指名競争入札を表す。